

警察庁

刑事局刑事企画課理事官 秋本 泰志

(質問)

1. なぜ参議院選挙公示前に違法なカメラ設置を行ったのか等事件を全容解明し公表すること。
2. なぜ事前に管理者に承諾をとらなかったのか明らかにすること。
3. 全国でもこのような違法捜査が行われているのではないかと危惧するが、全国の状況を調査し、公表すること。
4. カメラを利用した捜査は別府署長、詳細な設置場所やカメラの台数の決定は同署刑事官が行っているが、責任の所在がどこにあるのか。また、どのように責任を取るのか、明らかにすること。
5. 違法行為について再発防止を言うが、言葉だけでは誰も信用しない。今後の再発防止について具体的にどのような対処をしていくのか。

(仁比 議員)

まず冒頭に申し上げると、今回8月に発覚した、隠し撮りという事件は、プライバシー侵害ということは当然の事ながら、労働組合活動、あるいは選挙運動の自由に対する重大な侵害行為であって、断じて許される事ではない。この野党共闘の足立陣営に対する政治弾圧ではないか。これまでの経過、発覚後の経過から見て、そう断言せざるを得ない訳です。大分県警がわが党の、豊後高田市大石さんに対する選挙弾圧を行ってきた。古くは菅生事件というものもありました。政治警察体質という事を、厳しく指摘せざるを得ない。これを警察庁がどう総括するのか。新聞報道で、これまで触れられている事を読むと、こういう隠し撮りを行うのは、当然であるかの様な認識に立っているし、県下あるいは、この論理でいけば全国的にも同様の論理で行っているのではないかと。ですから、捜査の一環として行ったと言っているその捜査とは何かという出発点にして、真相を全て明らかにする。これは極めて重大な責任だと思いますし、当事者の足立参議院議員も国会で徹底して追及すると言っている様ですが、断じて許すわけにはいかないという認識で臨んでいきたいと思えます。今回地元から上京して頂いて、まず最初の警察庁とのやり取りですから、理事官の方で、責任を負った答弁を頂きたいと思えます。

(真島 議員)

なぜやったのかというのが未だに説明されていない。それを是非今日は聞きたい。本当に九州・沖縄は警察が、大分はこんな事をやっているし、沖縄の高江では全国から警察官が来て米軍の犯罪から沖縄県民を守るんじゃなくて、沖縄県民を犯罪者扱いして、強制的排除するという事をやっている。本当に警察に対しての信頼が地に落ちている。この事件もその1つです。是非はっきり国民に説明して頂きたい。

(警察庁)

要望書確かに頂きました。頂いた要望書は大臣室の方に必ず入れさせて頂きます。色々書いて頂いていますが、個々の中身についてお集まり頂いて大変恐縮ですが、現時点で大分

県警におきまして、調査及び捜査を行っています。その結果が出ましたら、その結果を踏まえて対応という事になりますので、本日の時点で個々に具体的な中身についてお答えすることは差し控えさせていただきますと思います。

(堤 県議)

そういう問題じゃないんだよね。人の土地に勝手に入って、勝手に隠し撮りして、不特定多数の人間を盗撮したわけでしょ。それを警察庁としてどう考えているかというのを、まずそこを確認します。

(警察庁)

まずこの他人の管理する土地に承諾を得ずに立ち入ったことは、誠に遺憾であって、あってはならない事だと思います。その上で、今までの県警の説明ですと、個々個別、具体の捜査の為に立ち入ったということですが、その個別具体的の捜査の中身につきまして、現時点大分県警において、調査をしている。撮影の必要性がそもそもあったのかどうかも含めて捜査をしていますので、その結果を待ってまた、適切に対応したいと考えています。

(真島 議員)

何の為の調査に入ったのか。

(警察庁)

調査と言いますのは、何の為の捜査に入ったのかということをお県警において調査をしています。

(真島 議員)

何の為にというのがないと入らないんですよ。それはすぐに答えられるはず。それが適切だったのかどうかは総括しなければいけないでしょうが。何の為にに入ったのかというのは、はっきりしてるから入った訳だから。

(警察庁)

その総括の為の調査結果を、今待っているわけで、もう暫くお待ちいただけたらと思っています。

(真島 議員)

そんな時間のかかる事じゃないじゃないですか。すぐ答えられるでしょ。

(警察庁)

そんな時間はかからないと思います。今しばらくお待ち頂きたい。

(真島 議員)

もうはっきりしている事だから、すぐ明らかにすることですよ。

(荒木 市議)

もう県警は捜査は終わったと新聞に出てましたが。

(警察庁)

まだ進行中です。あと何日もかからない早い段階で出来るのではないかと考えています。なのでもうちょっと本日のお集まりいただいた会が次期が後ろであれば、私の方もまともな説明ができたのですが、現時点ではここまでしかお答えできない。申しわけない。

(真島 議員)

言い逃れを準備しているんじゃないか。

(警察庁)

いいえ。とんでもない。

(真島 議員)

だって何の為に突いたのかは、はっきりしている訳だから、先に明らかにしても良いんじゃないか。

(警察庁)

この問題につきまして、関心を持って頂いていると理解していますが、当然大分県警におきましても、連合大分ですとか色々な関係者もいらっしゃいますので、その方々に対する説明責任も当然果たさなければいけないし、広くは県民の皆さまに対する説明責任も果たさなければいけないと、順番もありますので。

(真島 議員)

国民全体に説明責任がある。国民の権利を侵害したんだから。

(堤 県議)

この問題は、大分県警の問題じゃなく警察そのものの体質の問題。過去実際に行われてきている実態もある。そういう中で、あなた方が調査を本気になってやっているのか。ただ単に大分県警の方から話を聞くだけじゃ違うと思う。元々違法な形で敷地に入っている訳だから。という事は、行為そのものがどんな名目であっても違法の上の捜査だから本来ありえないでしょ。勝手に入って勝手に盗撮したんでしょ。違法性があるところで捜査している。そういう馬鹿なことやっている。大分県警との関わり合いはどのような形で調査しているのか。

(警察庁)

今、大分県警の調査・捜査を待っている状態。

(堤 県議)

待っている。

(山下 かい)

警察庁としては独自に何もしていないのか。

(警察庁)
報告を待っている状況です。

(山下 かい)
待っているだけ。

(猿渡)
大分県警に対する何らかの見解は述べているのですか。あの敷地の隣には障害者関係の事業所がある。その事業所に対しての出入りもある。そういう関係者も映っている可能性もあると思いますし、相談ごとで出入りしている方もいる。そういう幅広い市民に迷惑をかけている問題ですので、そんなことに対しての見解を広く国民に明らかにするべきだし、県警に対して何らかの指導をやっているのか。

(警察庁)
繰り返しになりますが、今、大分県警の捜査と調査を待っている状況ですので、その結果を踏まえて対応したい。

(真島 議員)
大分県警は当事者です。暴力団員が暴れたから暴力団からの報告を待ってない。大分県警がやった犯罪だから。あなた方が指導を行って調査しないと。そして国民に報告する責任があるでしょ。

(警察庁)
私どもとしてはまず、当事者の大分県警において調査してもらおう。

(真島 議員)
当事者の大分県警だからまともに報告が出来ないんじゃないの。今、言い逃れを考えているんじゃないの。

(仁比 議員)
別の角度で聞きますが、19日に県の公安委員会の会議で、県警が途中経過を報告したという報道があるがこれは事実ですか。

(警察庁)
事実です。

(仁比 議員)
県の公安委員会に報告した内容、途中経過を報告した内容というのは、これは何か説明をしているんですか。県警は県公安委員会に途中報告をしましたと、どこかにオープンにしているんですか。

(警察庁)

それは承知してません。ただ報道に出ていますので、どうでしょう。

(仁比 議員)

途中経過を報告したというふうに、リリースなり、ぶら下がりなり伝われば、どう報告したのかと問われるのは当然だと思いますが、途中とは何か。今の話だと、ここ数日中にといい事みたいですが、どうなるのかとという目途というのは、この報道以上にはオープンになってないのか。

(警察庁)

そうです。

(仁比 議員)

県警が公安委員会に報告した訳だから、その中身を我々に伝えるのは可能なんじゃないですか。

(警察庁)

県が公安委員会で具体的に何を話したのかというのは私も把握してませんので、もうじき捜査・調査が終わった後、具体的などんな説明内容だったかというのが公になると思います。実際に本件は重大な事案ですのでそういう意味で県としては、公安委員会に途中経過を説明する必要があったと判断したものと思っている。

(猿渡)

私達が心配するのは、他にもそういう事例があるんじゃないかということです。その辺を調べる責任もあると思うのですが、その辺りを調べたりはないんですか。

(警察庁)

本件ですが、他人の管理する敷地に承諾を得ずに入ったという事で正に住居侵入です。あつては成らない事。あつてはならない事を他に行われているかと言われますと、まあ無いですよんと思っています。例えば誰かが覗き見したとか色んな犯罪がありますが、その度にこんな人がいたからあなたもどうかといちいち聞くのかというびっくりする様な事案です。

(山下)

それほどびっくりする事案なら何故、独自に調査に入らないのか。当事者任せにせずに、あなた達は、重大だとおっしゃるからこそ、当事者任せにすべきではないというのが普通じゃないですか。

(警察庁)

先ずもって堂々巡りになってしまいますが、当事者である大分県警が自分でしっかり調べて下さい。その上で報告して下さいと。

(山下)

犯罪の当事者に調べさせるのがおかしいと言っている。

(真島 議員)

個人的に警察官が覗き見したとか、個人的な犯罪じゃないんです。警察の仕事として正式な署内の手続きを経てやった事が犯罪的なやり方だった訳です。だから、他でもやってるんでしょ。警察の手続きを経てやってるんだから。

(仁比 議員)

今の問いの前提になっているのは、捜査方針の決定なり、どういう手法で臨むのかという事も含めて、手続きを経てやってるのではないかというのが問いの前提ですが、そうなの。

(警察庁)

その点につきましても、大分県警が調査していますが、現時点聞いている我々の話では、警察署の刑事官、警視になります、その者の判断でビデオカメラを設置したと承知しています。

(仁比 議員)

そんな事がありえるのですか。

(警察庁)

有ってはならない事。

(仁比 議員)

何にしる、まずはそこに係わって、8月3日付け地元紙に、その件の県警の刑事企画がビデオカメラを利用した捜査は、特別な必要性を各警察署が厳格に判断し、県内でも実施しているとまず述べている。盗撮は特別な必要性があれば県内・他の所でもやっていると言っている訳です。それはそうなんですか。

(警察庁)

盗撮と言うとあれなんです、判例におきましても、任意捜査の一環としまして、捜査の必要性があって、なおかつ相当な方法であればカメラも認められるとなっています。一般論で申し上げれば、ビデオカメラを捜査の為に使うという事はあり得ます。

(真島 議員)

犯人捜査の為。犯人がそこにいと。

(警察庁)

はい。

(仁比 議員)

いや。これは行動確認ですよ、捜査の目的でいうと。特定の対象者の動向を把握するためと説明

しているでしょ。

(警察庁)
それは承知していないんですが。

(仁比 議員)
個別の容疑事案において、特定の対象者の動向を把握するため

(警察庁)
証拠採取の為という言い方をしていたと思うのですが。

(仁比 議員)
証拠の採取。

(警察庁)
違法行為が行われた場合の証拠の採取の為という説明。記憶違いだと申し訳ありませんが。

(仁比 議員)
地区労の事務所に入ることが何の証拠になるんですか。

(警察庁)
正にその点を大分県警においてどうだったのかと、調査している最中です。

(仁比 議員)
一般論として私は断じて認めないけれども、任意捜査をして認められるという事でしょ。任意捜査として認められるという事は、裁判所の令状無しで警察の判断でやれると言ってるんですよ、この人たちは。刑事訴訟の基本は、憲法と刑事訴訟の大原則は、犯罪捜査なんだから人権侵害に、人権制約せざるを得ない事もありうると。典型は逮捕とかそうだけど、それは、はっきりした容疑が証拠によって裏付けられて、裁判所が令状を發布して、そういう強制捜査を認めるという事が、前提となっているという事。ところが警察庁はそうじゃないと言っている。第三者の判断は全く必要なくて、警察の判断で隠しカメラはやれるんだと言ってるわけです。

(警察庁)
先生専門家なのでお言葉を返すのはあれなんですけど、まず本件について秘匿捜査が適切だったのか否かにつきましては、繰り返させて頂きますが、いま大分県警において調査・捜査をしている最中です。この本件を離れまして、一般論としての任意捜査のビデオ撮影が認められるという事につきましては、最高裁の判例もございまして、捜査の必要性があって、なおかつ手続き手段が相当であれば、認められるというものになっています。

(仁比 議員)

だから相当でも何でもないでしょ。その最高裁の基準からしても最高裁の判例からしてもそうでしょという議論はあるけど、根本はプライバシーや選挙運動の自由を侵害するということを、警察の判断でやれるという大前提に立っているわけでしょ。

(猿渡)

刑事官の判断で設置したとさっきおっしゃいましたよね。このケースに対しては刑事官の判断でやったってご存知なのに、それに対して大分県警に対して何も言ってないし、おかしいじゃないかと指導もしていないと、さっきおっしゃったわけでしょ。だから刑事官の判断でやったと認めてらっしゃるということですよ。

(警察庁)

刑事官の判断でやりましたと報道で出ておりますし、口答で我々も聞いています。仮にそれが本当であったという事になれば、非常に有ってはならない事になりますが、ただ刑事官がやりましたという事が確定している訳ではなくて、その点も含めて調査中ですので、現時点で警察庁からその部分だけをおかしいじゃないかという指導をやっていない。

(仁比 議員)

実際、刑事官判断で、その他の報道によれば管理地として当然チェーンを張っているそれを乗り越えて設置して、見えないように隠してたと言う様な陰湿なこと、理事官がおっしゃるのが警察のルールなんであれば、発覚すれば重大な事態に発展すると。それでもあえてやるというそういう判断を1人・2人の刑事官だけでやるわけじゃないじゃないですか。相手は労働組合でしょ。自公政権倒せと野党が共闘している陣営。ここに選挙の直前にそうやってる。それを現場の刑事官2人・3人の判断でやるわけない。トップが実行しろって言わなければやるわけない。

(警察庁)

それが本件につきましては、刑事官の判断でやったというふうに報告を受けておりまして、仮にそうだとすれば有ってはならない話です。それが刑事官が、副署長・署長に具体的に、個々こんなふうに付けたいんだと説明していたとして、それを仮に署長がOKしていたらそれも有り得ない事。

(仁比 議員)

だからそれが当たり前になっているんじゃないんですか。あなた達の世界では。

(警察庁)

そんな事は決して有りません。

(真島 議員)

ばれてないだけでしょう。

(警察庁)

そんな事はございません。

(真島 議員)

たまたまこれがばれたから、現場の責任にしてトカゲの尻尾切りしようとしてるけど、みんなこれが当たり前と教育してるんじゃないか。

(警察庁)

そんなことは決してございません。

(仁比 議員)

もう一個別の角度で聞きたいんだけど、さっきから繰り返しあなたも、管理敷地に承諾なしに立ち入ったという点を重大性の基本として、どうやら述べているようなんですけど、管理地でなければ問題ないという認識なんですか。

(警察庁)

管理地でなければ自由に撮っていいということは決してございません。当然ビデオカメラ撮影するにあたりましては、任意捜査一般の原則ですけど、撮影する相当性があるか必要性があるかと個々具体的に判断いたしまして、これだったら問題ないだろうという事を組織的に判断した上でなければやってはいけないというのが原則です。

(仁比 議員)

だから、労働組合の会館に出入りする人間を、常時すべて把握するという為の自動センサー付きとか、草で隠してとか、そういう形でカメラを労働組合に対して設置する。選挙の目前にそれをやる、という事自体が、管理敷地内でなければ有って良いっていうわけ。

(警察庁)

いいえそんな事は決して申しておりません。あくまでも私が申しておりますのは選挙の取り締まり以外含めた捜査一般の話としまして、証拠採取の必要性、撮影の必要性・相当性があつた場合に限り許容されるということを申し上げている。

(仁比 議員)

管理敷地に承諾なしに立ち入ったのは住居侵入で、重大なんですよ。それ自体重大ですけども、それだけじゃないでしょ、重大性は。市民・労働者の政治活動の自由を侵害したっていう重大性を認めるんですか。

(警察庁)

その点につきましては、何回も言ってますが、大分県警の調査と捜査を確認した上で判断したいと申し上げております。認めないと言っている訳では決してありません。

(仁比 議員)

その認めるかどうかというのは、何が決めてですか。捜査の必要性ですか。

(警察庁)

大分県警の調査結果を見て、今回具体的な容疑と言ってますけれども、容疑の程度ですとか、証拠採取の緊急性・必要性がどの程度あったかと勘案して、今回そもそも承諾を得ずに立ち入ってますので、その時点で問題外なんですけれど、仮に承諾を得ていた場合にあったとして、今回カメラ撮影の必要性があったかのかという点も含めて捜査結果を待ちたいと考えています。

(山下)

一つ伺いたいんですが、先ほどから、任意捜査でカメラを使う事は有りうると、最高裁の判例で、その必要性の判断をするのは、誰がやるのが適切なんですか。

(警察庁)

ケースバイケースですが、一般的に警察署長指揮事件と本部長指揮事件というものが重大性においてあります。捜査を署長指揮事件であれば、通常、警察署長で上げれる事になろうかと思う。

(山下)

今回、国政選挙ですが、署長判断で適切と考えるなら、カメラ設置が有りうると。

(警察庁)

国政選挙は、すべて本部長指揮事件になります。

(山下)

じゃあ本部長が必要だと認めれば、カメラの使用は有りうると判断する。

(警察庁)

本部長がOKと、言わない限りは刑事官の判断では設置するのは有ってはならない事になります。

(平野 市議)

その場合、そういう指揮があった場合でも許可なく設置するのは違法だと。

(警察庁)

そうです。

(平野 市議)

許可なくと言うけれど、相手は許可するはずないよね。あなたの所出入りする人を撮りたいから許可してくれなんて、馬鹿な事言わないでしょ。結局許可なく盗撮するしかないじゃないですか。

(警察庁)

その場合は逆でして、撮影が出来ないということです。

(平野 市議)

だから撮影できない事をやれと言ったんじゃないかと。

(警察庁)

そんな事は無いと思いますが。

(三上 市議)

許可なく入った事は違法ってことを認めるわけでしょ。本来なら現地の警察が取り締まらなきゃ悪い事をやった訳じゃないですか。犯罪があった事を承知しているのに、放置している訳ですよ。一般人がこんな事をしたらすぐ調査したり、逮捕されるじゃないですか。身内がしたのに対しては身内の意見を待って動くなんてのは、公安委員会としての機能を果たしてない。二重・三重にひどい事態だと思うんですけど。犯罪が起こって、しかもその取り締まるはずの警察がやった事を放置しているというのは、許されないんじゃないですか。

(警察庁)

今回、関係者の方から、県警に対しまして被害届が出ていまして、それを受理しています。受理した以上は捜査を尽くすというのが当然の話ですので、大分県警においては、捜査をなるべく早く終わるべく、努力している所です。

(三上 市議)

捜査するのを犯罪を犯した者がする。それを指揮監督するのを待っているというのは、公安委員会として機能を果たしていないというのが、私達国民の立場から見ると目に映るんです。

(平野 市議)

設置した本人を何で逮捕しないんですかね。

(警察庁)

一般論なんですけど、逮捕する時には、証拠隠滅とか、逃走の恐れがある場合に限り、逮捕するという事ですし、犯罪があったら直ちに逮捕するという事ではなくて、捜査を尽くして、我々任意と言ってるんですけど、任意で検察に事件を送るということはある。

(平野 市議)

一般市民の場合でもすぐ逮捕しないということですか。逃亡の意思がなければ。

(警察庁)

一般論で申し上げるとそうです。証拠隠滅とか逃走の恐れがない限りは逮捕せずに任意でやるというのが原則。

(真島 議員)

場合によっては県警の本部長の責任まで問われる様な事案なんですよ。国政選挙の判断・決済とい

う点で。

(警察庁)

本部長が万が一指揮している様な場合ですね。

(真島 議員)

そうなんですよ。そうしたら証拠隠滅のおそれがあるじゃないですか。俺は知らんよって、決裁した書類を無くして、現場が勝手にやったというふうに出来るじゃないですか。

(警察庁)

それは、逮捕すべきだったんじゃないのかという質問ですか。

(真島 議員)

逮捕なり、強制的にやっぱり上から捜査に入らないと、当事者かもしれないんだから。犯人でもない人は盗撮するくせに、犯人と分かっている人は捜査しないで、ほったらかして、自分で報告させるわけ。疑わしいってはっきり分かっている人を証拠、証拠って証拠の為の盗撮はするのに、証拠を押さえる為になぜ動かないの。こんなにはっきりしてるのに。

(警察庁)

先ず警察庁なんですけれど、捜査権はございません。なので、国家公安委員会として県警を指導・調査するというか、指導すべきじゃないかという事だと思うのですが、それにおきましては、我々が捜査員を呼び出して、あれこれ取り調べる権限はございません。あくまでも、大分県警が尽くした調査・捜査結果を踏まえて報告するというのが、法律の作りとなっています。

(山下)

逆に伺えば、有る県警が明らかに犯罪を行った場合はそれを捜査する所は無いわけですか。

(警察庁)

検察に告発される方はいらっしゃると承知しています。

(山下)

東京地検とか、そういう事は今回は必要ないと。

(警察庁)

統括するのは我々ではなくて、関係者の大分の方とかになりますので、その方の判断としては、県警に被害届を出されたのだと承知しております。

(山下)

県警に被害届を出されたのは知っているんですけど、別の問題で、有る県警が犯罪をやったという

事で、疑わしい状況になっている時に、国の責任として県警任せにするんじゃないじゃなくて、国として必要であれば捜査をするという事は重要だと思うのですが、いまおっしゃたとおり出来ない訳じゃないですよ。それは担当が違うという話しですが、そういう事は全然話しも聞いていないんですね。

(警察庁)

正におっしゃる通り、課が違いますので私ども承知はしておりません。

(堤 県議)

先日現場に行ったみた。その時の写真なんだけど、その当時まだうっそうと茂ってた。そこにブロックの片方があって、その中に隠したと。そういう点では非常に陰質というか、見つからない様なやり方でやっている。その行為そのものにも憤慨してるんだけど、話をした方にも、選挙違反の生活安全課の職員が来るんだけど、その職員が県警の方から、選挙違反の取り締まりを厳しくしろと。倍に件数が大分県警の場合は増えている。そういう点では県警からカメラ設置の支持があったのではないかというふうに、その方はおっしゃっていました。実際現場にいた方は、そういう危惧をいっぱい持っている。それに対して大分県警は、何ら情報を出していない。その人がもっと心配していたのは、特定秘密保護法で、労働組合を弾圧するための一つではないかと。また大分県個人情報保護条例これにも抵触するんじゃないか。メディアを勝手に撮ってその処理をどうするのか分からないが、そういう事も含めて非常に憤りを持っていました。そういう人達に対して説明責任というのは県警もないのか。あなた方もそれをちゃんと調査して、調査が進まなければあなたの方から話しをしていく事。そういうふうな事をしなければ、県警に任せておいて県警からの話だけでは何にもならない訳です。そういう点はあなた方としては、どういう風に考えているの。

(警察庁)

本件につきまして、誠に有ってはならない事として、様々な方面から厳しいご指摘を頂いている所です。そういった声を受け止めて、いま大分県警はしっかり調査を尽くしております。

(仁比 議員)

たまには途中経過を聞いたの。

(警察庁)

口頭では聞いております。

(仁比 議員)

どんなところまでいってる。同じ事を繰り返してるの。調査中調査中とあなた方が効いた時に調査中ですでの1言2言で終わり。

(警察庁)

マスコミの方が情報出されてるんですが、それ以上の事は我々の所にもきておりません。

(仁比 議員)

実際には警察庁から大分県警に本部長始めとして行ってらっしゃるでしょ。県警本部長は警察庁から行ってますよね。実際に警察庁が、いま堤さんが言った様な報告だけしか受けてないって有りえない。私から言えば警察庁一体ですよ。組織ぐるみですよ。緒方靖夫宅盗聴事件と同じですよ。ちょっと違う角度から聞きたいのが容疑。みなさんが任意捜査とおっしゃるのも何らかの犯罪が行われたのではないかという容疑・嫌疑があって初めての話じゃないですか。そういう事案だという訳ですよ。という事は地区労関係者が何の容疑、何罪の容疑があるというのを6月18日の時点で証拠があって行った事だというのは現場の刑事官の主張なんですよ。そういう既に起こった犯罪についての立件である、その為の証拠採取であると、収集であるという大分県警の主張。

(警察庁)

既に終わったというよりも、現在進行形の犯罪だったと承知しています。

(仁比 議員)

進行形というのは、どういう意味ですか。犯罪行為の、一部は既に実行されているってこと。

(警察庁)

全体としてこういう行為もやっています。ああゆう行為もやっています。次こういう行為をやるんじゃないかと、それをもって犯罪になる。

(仁比 議員)

例えば、地方公務員違反だとか。国家公務員法違反だとか。

(警察庁)

具体的な罪状につきましては、県警の調査結果を待つて頂ければと。

(仁比 議員)

それって正に政治弾圧じゃないですか。

(警察庁)

ですから、具体的な罪名につきましては、県警の

(仁比 議員)

我党に係わっての堀越事件と同じような構造かな。

(警察庁)

そういう事ではないと思います。

(仁比 議員)

そういう事ではないと言えないじゃないですか。

(警察庁)

調査結果を待つて頂ければと。

(仁比 議員)

そういう事ではないというのは、良く分からない。例えば任意捜査でカメラを付けるんだっていうので、受け入れる側が承諾するのは無いじゃないですか。例えば明白な敵意を持って侵入してきて殺人を犯そうとしている明確な特定の容疑者が居ると。これが入ってくるのを監視するっていうような事で、警察にカメラを付けて下さいってというのは有りうるでしょ。でも、今回のこのケースは全然違う訳で、何の容疑で事務所に出入りするすべての人間を、発覚してなければずっと録画し続けるわけでしょ。

(警察庁)

期限を区切っていたと聞いています。

(仁比 議員)

期限とは。

(警察庁)

捜査をいつまでにと。ずっと付けておく訳にはいきませんので。ここまでに止めようと一応期限を区切った上で設置したと。

(仁比 議員)

いつまで。

(警察庁)

具体的な日にちは覚えていないんですが。

(仁比 議員)

覚えていない事はないでしょう。

(警察庁)

数日単位です。月とかそういう単位ではございません。

(仁比 議員)

選挙期間中とかそういう単位ではない訳。

(警察庁)

選挙活動取り締まりの為となるとそういうことになるんですけど、月単位ではなく日単位の期間を想定していたと。

(仁比 議員)

それどんな言い逃れをしようとしてるのか分からないけど、いまお話し伺った選挙活動の取り締まりの為でしょ。

(警察庁)

その点も含めまして、県警の方でしっかりと、説明したいと思います。

(仁比 議員)

選挙活動の取り締まりであっても、特別の必要が認められる場合はある訳。

(警察庁)

一般論として言えば有ると思いますが、極めて例外的だと思います。選挙運動の取り締まりは、直接従事していませんので。

(仁比 議員)

それを現場の課、刑事課員と言ってる人は、結局組織としてはどこに所属してる人。

(警察庁)

別府警察署の刑事課員です。

(警察庁)

刑事課っていうのはいわゆる県警で言う 1 課 2 課でいうとどこに。

(警察庁)

全部になります。

(仁比 議員)

全部というと。

(警察庁)

本部ですと、所帯が大きいものですから 1 課 2 課分かれています警察署ですと、1 課 2 課含めて刑事課というパターン。

(仁比 議員)

選挙というのを 1 課 2 課がやるの。

(警察庁)

大分県警はそんなに大きくないものですから、選挙違反となると、普段は窃盗犯をやっている人も、選挙期間中だけは、取り締まりを手伝ってくれということで、手伝う事も多々あります。いずれに

しろ犯罪捜査をやってる担当部署という事になります。

(堤 県議)

県警はいつまでに結果を出すと言ってるの。

(警察庁)

そう遠くない将来に。

(仁比 議員)

さっきの話だと明日・明後日という感じじゃないですか。

(堤 県議)

明日・明後日くらい。

(仁比 議員)

もしかして今日かもしれない。

(警察庁)

何とも申し上げにくいのですが。

(堤 県議)

今日の内容というのについては、大分県警にはどういう形で伝えるの。

(警察庁)

大分県警にはこちらの要望書、共有して差し支えなければ、お送りの上、こういったご指摘がありましたと説明したいと思う。

(山下)

今回カメラ設置について、一般的にカメラ設置をする時は先ほどは、判例としかおっしゃってないんですが、これは1つの判例のみで。他にも法的な根拠はあるんですか。

(警察庁)

最高裁の判例だけで私が把握してるのは2つあります。

(堤 県議)

こういう風な判例ってないでしょ。違法な上の監視カメラっていうのは絶対あり得ない。最高裁の判例はだいたい防犯カメラ。コンビニとか路上とか、ああゆう所の個人のプライバシー問題になったというのはあるんだけど、こういう風な問題になった所は有る訳がない。違法な上の捜査なんだから。だから、判例どうのと言わない方が良く。違反の上でやってるんだから。

(山下)

根拠となる判例というのを後でかまわないので、心当たりの全てを届けて下さい。

(加来 市議)

勉強不足で良く分からないのですが、盗撮するじゃないですか。証拠をつかむ為に。その証拠を違法に盗撮したのが証拠になりうるんですか。

(警察庁)

裁判官の判断ですが先ずならない。違法収集証拠として排除されるはず。

(仁比 議員)

ただそれを証拠として使わなければ、それは問題にならない。そこに行動確認して、地区労事務所に誰と誰が、何時何分何日出入りしているという情報そのものが重要な捜査情報なんですよ。何にしろその選挙で一生懸命頑張っているのが誰と誰、という事が分かるでしょ。それを、他の証拠で裏付けて立件すればいい。例えば政治的活動の中立性に反してるとか。

(加来 市議)

だとすると先ほどから調査の為と言うけれど、調査するためという理由が成り立たない。証拠の収集の為の行為じゃないでしょ。

(警察庁)

刑事官が捜査の為に入りましたと。

(加来 市議)

根本的に分からないのが、捜査の為・調査の為とあなた方が言ってるけど、それが正当化されて言ってるけど、それは正当化されないでしょ。

(警察庁)

犯罪捜査の為にカメラを設置したと言ってることがそもそも証拠で使えないんだから、おかしいでしょということですね。

(加来 市議)

使えないし、そもそも調査の為にそんな事できないし、これはやってはいけないと、そこから始まらないといけない。

(警察庁)

そうですね。承諾得ないで入ってる時点でダメですので、そんなものは通常で考えると、裁判でだせないで、そもそも撮影の必要性があったのと言う事を県警の方で厳しく捜査している所です。

(仁比 議員)

最後に、いま県警が主体となって行っているという部内の捜査及び、みなさんの指導や調査。県警が調査をして行っている事もあるでしょうけど、その一切の調査・捜査で収集されている資料。例えば2人の刑事官の供述調書があるはずです。あるいは、別府署長・県警本部長の供述だったり、そこに係わる隠し撮り一連の行為についての捜査報告書だとか上申書、様々なものがありますよね。その元々の容疑とおっしゃっている裏付けの証拠。何の容疑なのか。そうしたいっさいがっさいの資料・証拠・報告書等々を1つ残らず保全して、県民・国民に明らかにする責任がありますよ。県警で調べましたけど刑事官2人の暴走でしたと私達が言うんだから信じて下さいと言うので済む話では絶対ない。県民に明らかにし、そこで第三者の検証が出来るようにすると、これはもうあなた方の最低限の責任であって、何かこのピースが欠けている、ここがおかしいという事が後になって分かった時に重大な隠ぺい事件になりますよね。心して臨むべきだという事は申し上げます。